

平成28年西東京市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 平成28年9月24日（土）
開会 午前10時 閉会 午前10時54分
- 2 場 所 保谷庁舎3階 第2会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 木 村 俊 二
- 5 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
教 育 部 副 参 与 兼 学 校 運 営 課 長 等 々 力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
統 括 指 導 主 事 福 田 忠 春
指 導 主 事 田 村 孝 夫
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成28年西東京市教育委員会第9回定例会議事日程

日 時 平成28年9月24日（土）午前10時から

場 所 保谷庁舎3階 第2会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第36号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続について
- 第 3 議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について
- 第 4 報 告 事 項
 - (1) 平成 28 年度学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状贈呈団体等の決定について（報告）
 - (2) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (3) 学校給食における食物アレルギー対応指針について
 - (4) 平成 29 年（平成 28 年度）西東京市成人式について
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成28年第9回定例会
(9月24日)

午 前 10 時 00 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成28年西東京市教育委員会第9回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は森本委員にお願いいたします。

○前田教育長 次に、日程第2 議案第36号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○岡本社会教育課長 議案第36号、国登録有形文化財（建造物）の登録手続について、を説明申し上げます。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。

1に掲げております建造物について、文化財法第57条に規定する文化財登録原簿への登録のため、同法第189条の規定により意見具申を行うものでございます。

所在につきましては、西東京市下保谷にございます。

構造及び形式につきましては、別紙のとおりでございます。

本件主屋は、大正15年に建設された2階建の住宅でございます。台所や浴室などは、現在の生活習慣に合わせて改築されておりますが、改築されていない外観、和室の部分は、かつての武蔵野の民家に特徴的であった様式をとどめているほか、照明器具などの内部の細工等も建築当時のものが多く残されている貴重な事例でございます。

また、屋敷林に囲まれた敷地には、主屋のほか、土蔵、衣装蔵、納屋、門などが存在し、伝統的な武蔵野の農家の景観が保たれております。

今回は、敷地内の主屋、土蔵などを合わせて、登録文化財として意見具申をするものでございます。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論を終結します。

これより議案第36号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続について採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第3 議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福田統括指導主事 議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について、説明申し上げます。

1枚おめくりください。

本議案につきましては、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条に規定する、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための教育委員会の附属機関である、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問するために、提案するものでございます。

西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第2項では、対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査、審議し、答申すると規定されております。

教育委員の皆様には、8月の西東京市総合教育会議において説明いたしましたが、本市におけるいじめの防止等に関する教育委員会、学校の取組状況、実態等をもとに、今後のさらなるいじめの防止等の対策の一層の充実を図るために、本日の第1回西東京市いじめ問題対策委員会で御審議いただくこととなります。

本議案につきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 木村委員 関連してなんですけれども、いじめ認知件数については、文科省が問行調査で、間もなく公表されるんですか。まだ、されていませんよね。
- 福田統括指導主事 まだ公表されておられません。
- 木村委員 いつ頃というのは、見通しは全然わかりませんか。大体毎年9月頃には。
- 福田統括指導主事 そうですね。9月から10月にかけて、公表されてくるかと思うんですけれども。
- 木村委員 まだ、はっきりわかりませんか。
- 福田統括指導主事 まだ、予告のほうは来ておりません。
- 木村委員 そうですか。また、それがわかった段階で、本市の昨年度の様子はもっと詳しく教えていただけるということですね。
- 福田統括指導主事 はい。
- 木村委員 わかりました。
- 前田教育長 その辺は、本当にしっかり説明する機会を、また設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論を終結します。

これより議案第37号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 前田教育長 日程第4 報告事項に入ります。

(1) 平成28年度学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状贈呈団体等の決定について(報告)、を議題といたします。

○早川教育企画課長 平成28年度学校活動支援団体等に対する東京都教育委員会感謝状贈呈団体等の決定について、報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

こちらは、東京都教育委員会が都内の公立学校における学校活動の支援及び地域における児童・生徒の育成活動を続けている団体に対して、毎年感謝状を贈呈しているものでございます。

今年度は、学校安全支援部門として、地域の子どもたちに声をかけ、安全確保を行っている「わくわく栄」の皆様に、感謝状が贈呈されることが決まりました。

当団体につきましては、これまで長期間にわたり、西東京市立栄小学校の支援、それから、地域における児童の育成活動を続けてきております。

10年以上続いている校外パトロールでは、子どもたちに声をかけ、安全確保や挨拶を行い、子どもたちの健全育成に大きな役割を果たしております。

校内パトロールにおいても、不審者侵入の抑止力となっており、学校施設の安全管理、環境維持に寄与しているという推薦を受けております。

なお、感謝状につきましては、東京都教育の日である平成28年11月5日（土曜日）に、東京都庁におきまして、贈呈される予定でございます。

報告は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 大変結構なお話だと思うんですけども、実際に「わくわく栄」が校内パトロールをすることによって、ほかの学校よりも不審者の数が減っているかとか、そういう統計的なものはあるんでしょうか。

○早川教育企画課長 不審者の侵入件数そのものは、統計上明確に出るほどの件数が出ておりませんので、実際にそういう効果があったかどうかについては、現時点は不明なところではございます。また、機会を見て栄小学校のほうに、過去にそのような例があったのかどうか、確認してまいりたいと考えております。

○宮田委員 栄小学校と、そうでない学校と比べてということ。そうでない学校は、要するに、不審者が入ってくることがあって、栄小は極めて少ない。要するに、そういう具体的な数を。

○早川教育企画課長 今、市内の小・中学校全校に関しての不審者侵入件数の数字を持ち合わせておりません。ただ、各学校全てモニター付きの防犯カメラを設置してございますので、そういった部分もあわせて、侵入件数というものは、少ないというふうに考えております。

○前田教育長 不審者の侵入件数自体は、少なくとも、公式に我々に来ているものがゼロということなのか。そこはちゃんとお話ししたほうがいいですよ。

○田中教育指導課長 正式に、学校から警察通報したという事案が去年は1件ありました。ただ、それ以外の警察通報であるとか、そういうもので入ってきた方に、「子どもたちがいますので」という形で、柔らかに帰しているものについては、学校から報告が来ておりません。

また、先ほど、早川課長のほうから答弁させていただいたように、また、そのあたりも含めて、情報のほうも集めていきたいと思っています。

正式には、私ども教育指導課に来たのは1件です。

○宮田委員 わかりました。要は、抑止力として、ソフトなものはすごく大事だと思うんですよ。だから、そういうのも一応とっておくと、こういう会議があると非常にいいエビデンス、証拠になるので。

いやいや、私は「わくわく栄」を否定しているつもりは全くないんですよ。だけど、そういう、ちゃんとエビデンスがあれば、よその学校でも、例えば、「わくわく栄」がこんなことをやっているから、地域の安全のためにも本校でもどうですかというサジェスションもできるだろうしね。そういうことのための資料づくりにもなるんじゃないかなと思っているんですけども。

○前田教育長 こういった問題というのは、特に、日本の場合は体感治安というか、具体的な事件というよりも、そういう事件に対して、しっかり学校全体を見守っていく、防犯カメラもそうですし、こういう見守り活動もそうですし、様々な手段を通じて、学校が見守るといって、その感覚みたいな問題が、特にこういう栄のような活動を通じると、高まっていくのではないかと思いますし、その辺も含めて、より子どもたちの安全度を高めていくにはどうしたらいいかということについても、改めて、少し検討させてもらって、防犯カメラの件もありますので、また報告させていただければと思います。

○木村委員 質問なんですけれども、この感謝状というのは、システムとしては、市のほうから推薦を出して、それで、都がそれを認めるという形をとっているんですか。

○早川教育企画課長 そのような流れでございます。

○木村委員 そうですか。そうしますと、10年間長い間やっていらっしゃるというのは、すばらしいと思うんですが、ほかの小学校関係も、こういったパトロールをやっている学校もあるんじゃないかと思うんですけども、今回表彰された基準というか、10年間という長年やっているということが、最も表彰の根拠になったんでしょうか。

○早川教育企画課長 東京都の感謝状の贈呈要綱の中では、活動暦が5年以上であることということが、まず1つございます。また、それ以外には、活動頻度が月1回以上、年10回以上であることなどという要件がございまして、こういった要件を学校のほうにお示しした上で、学校側のほうから地域の団体の推薦をいただいたと。その中で今回、栄小から推薦をいただいた、そういう形になっております。

○木村委員 わかりました。

○田中教育指導課長 追加でよろしいでしょうか。また、別で文部科学省でも、同じ調査をやっています。都の推薦以上のものが全くないわけではありません。そういうものについては、西東京市の教育委員会、教育部から、学校からの求めに応じてではなくて出すものもあります。

今現在、本年度については、本校と、それからもう一つ、お隣の学校の保谷第一小学校についても、文部科学省の申請を並行して進めているところです。そちらのほうは、まだ結論が出ていません。栄も一生懸命やっている、そして保谷第一小学校も一生懸命やっているという中で、関係所管で情報を集めながら、場合によっては、文部科学省のほうにも出しているというような状況です。他校でもたくさんあります。1回受賞すると、次を探したくなりますので、そういう形で、一つひとつ、なるべく多くの学校に表彰したいという姿勢の中

でやっています。

- 森本委員 質問ですけれども、毎年一つと決まっているわけではないわけですね。幾つか推薦があれば、市から全部出しても、それは大丈夫なのですね。
- 早川教育企画課長 推薦団体の件数は、複数でも大丈夫です。
- 高橋委員 中学校のほうでは、支援団体などで、推薦できるような団体というのはありますか。ちょっとその候補に上がっているような感じの団体は。
- 早川教育企画課長 今のところ、中学校から情報といいますか、推薦書はいただいておりますけれども、今回の感謝状の贈呈の要綱ですと、学校安全支援部門ということで出させていただきました。

これは登下校時の見回り、それから付き添い、校門での挨拶運動というところがございまして、校門での挨拶運動というのは、中学校でもございまして、今のところ、中学校は確認といいますか、今年度は、候補にはいたしませんでした。

- 高橋委員 部門がいろいろ分かれているのでしょうか。そうすると、学業支援部門みたいなものはないんですか。
- 早川教育企画課長 対象となる活動は、大きく分けて四つございます。一つは、学校教育活動支援部門というものがございまして、ここには学習ボランティア、それから読み聞かせなどがございます。

それで読み聞かせの部門で、昨年度は、もぐらの会というところも、読み聞かせの団体ということで、推薦いたしました。子どもたちに対して、地域の方々が、ろうそくなどを使って、雰囲気を作って読み聞かせをする、そういう関係の学校教育活動支援部門として出したことがあります。それ以外には、環境整備部門などがございます。

- 高橋委員 中学校では、学習ボランティアをやっているところもあるので、5年以上やっていらっしゃるかどうかわかりませんが、候補に上げられるところを常に見ていただければと思います。
- 早川教育企画課長 今後もそういった活動の情報を丁寧に収集いたしまして、推薦をしてみたいと考えております。
- 宮田委員 これは東京都の表彰ですので、市でやるより一段ランクが上とか、そういうことを考えてもよろしいわけですか。
- 早川教育企画課長 市の表彰と都の表彰の重い、軽いにつきましては、ちょっと評価は難しいところでございますけれども、きちんとした自治体が行う表彰という意味においては、価値のあるものであると考えております。
- 宮田委員 だとしたら、何かこういう表彰をされたときには、市の教育委員会でもインセンティブと一緒に差し上げるとか、特に教育活動なんかには、アシストするようなことをやると、皆さん一生懸命やってくれるんじゃないかというふうに思うんですが、せっかくだから、そういうことも、今年はともかくとして、インセンティブみたいなものをお考えいただくといいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 早川教育企画課長 表彰された情報などについては、市報やホームページ、西東京の教育などでも紹介していきますので、今後もこういう活動に対して表彰制度があるということ、

きちんと周知していったって、地域の住民の方々へのインセンティブを上げていきたいと考えております。

- 前田教育長 教育分野というのは、本当に表彰制度というのが、文科大臣表彰から東京都教育委員会表彰、さらに市の表彰、社会教育の分野から学校教育、さらに職員表彰、それから、学校保健の分野、実は、非常に多彩な表彰制度があって、実は、PTAなんかも表彰制度があるんですけども、そういったものが、やはり、市町村の教育委員会レベルになったときに、どこまで正確にそしゃくされて現場までおりにいくかというのは、ちょっと私も課題だと思っています。

宮田委員おっしゃるように、そういう表彰制度というのは、本当に教育活動をより活性化するというか、モチベーションを高めていくために、非常にいい制度であるのは当然ですので、そういう視点で、改めて丁寧の一つひとつ、諸制度についても、現場の周知なり、それから、本当によくやっている団体、教育活動の我々のほうの把握なりを努めていきたいと思っておりますので、是非また御協力いただければと思います。

- 米森委員 団体ということなので、この住民懇談会というのは任意だとは思いますが、例えば、学校で認知されないとだめとか、二、三人の方がまとまって、何かいいことをやられたときは団体にしないとか、緩くていいと思うんですけども、そんな要件の難しいことがあるんでしょうか。

- 前田教育長 この表彰自体は、いわゆる学校支援、これもこの10年、15年ぐらいの間に、非常に成熟してきているんですけども、例えば、放課後子ども教室で、すごく地域の団体がボランタリーに頑張っているというような、そういうところがターゲットになってきているので、米森委員おっしゃるように、まず、前段の小さな活動にまでは、まだちょっと光が当たっていないかもしれません。

西東京市は、その辺の組織化の問題が、ほかの市に比べて少しまだ、もしかすると十分じゃないところもあるかもしれませんので、そういう意味で、他市や他区はこの手の学校支援活動というのは、すごく様々な形でやられていて、どちらかという大きな、より組織的に行っている団体のほうが、表彰の対象にはなっていくんじゃないかと思っております。ここは、それもうちの市の課題ですので、また、少し力を入れなきゃいけないと思っています。

- 前田教育長 ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。

次に、(2) 児童生徒数・学級数の状況について、を議題といたします。

- 早川教育企画課長 それでは、平成28年9月1日現在の児童生徒数・学級数の状況について報告させていただきます。

資料の児童数・学級数状況表を御覧ください。

表面が小学校で、裏面は中学校となっております。

まず、表面のAの通常学級の表、一番上の表を御覧ください。

合計欄の右下の部分でございます。小学校18校で、児童数は9,230名でございます。児童数は、4月当初から比べますと、13名の減となっております。

また、昨年同時期の9月対比で見ますと、4名の増となっております。その内訳でございますが、昨年の9月と比べて児童数が増えている学校、減っている学校につきまして、増え

ている学校は、栄小学校が52名、東小学校が43名、向台小学校が41名、ほかに増えている学校は4校でございます。

逆に、減っている学校につきましては、中原小学校が46名、保谷小学校が28名、本町小学校が26名、ほかに8校児童数が減っております。

裏面を御覧ください。

生徒数でございます。9月1日現在で、生徒数合計が3,933名となっております。4月対比では2名の増でございます。また、昨年の9月対比で見ますと、32名の減となっております。

学校別に見ますと、昨年の9月と比べて、生徒数が増えている中学校は、明保中学校が36名、田無第一中学校が35名、ひばりが丘中学校が20名、ほか1校でございます。

また、生徒数が減っている学校は、田無第二中学校が49名、青嵐中学校が37名、田無第四中学校が30名、そのほか2校が、昨年の9月対比で生徒数が減っております。

報告は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○高橋委員 小学校でも、中学校でも、市内の中で、何か事情があって転校されたという例はありましたか。

○早川教育企画課長 事情があって。

○高橋委員 引っ越し以外でですね。学校が合わなくてということなんですけれども。

○早川教育企画課長 ちょっと正確な件数は今、持ち合わせておりませんが、いわゆる、教育的な配慮ということで、毎年一、二件程度の転校はございます。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。

次に、(3)学校給食における食物アレルギー対応指針について、を議題といたします。

○等々力学校運営課長 それでは、報告事項(3)学校給食における食物アレルギー対応指針について、報告申し上げます。

作成の根拠についてでございますが、文部科学省が、平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成いたしました。その中で、各学校設置者に対し、この指針を参考にして、学校内や調理場におけるアレルギー事故防止の対応マニュアルの整備を行うこととしておりまして、これを受けて、本市の学校給食における食物アレルギー対応指針を作成したものでございます。

こちらにつきましては、文科省の指針に基づきまして、昨年、平成27年6月以降、学校の栄養士と、それから、養護教諭の代表で構成した作業部会を設置いたしまして、内容の調整を行って作成したものでございます。

施行は、来年、平成29年4月1日を予定しているところでございます。

1枚おめくりください。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」でございます。今回、対応指針の作成に当たりましては、先ほど申し上げました平成27年3月に、文科省が示した「学校給食における食物アレルギーの対応指針」に基づいて本市が作成したものでございまして、構成、内容等につきましても、国のアレルギー対応指針に準じた形で作成してございます。

各学校における食物アレルギーの対応につきましては、既に、東京都教育委員会の指導により、学校のアレルギー疾患に対するガイドライン等に基づきまして、学校単位で、アレルギー対応マニュアル等を作成しておりますので、本指針による大きな対応の変更はないものと考えております。

今後、食物アレルギー対応等について、変更などの必要性が生じた場合につきましては、教育委員会としての統一した対応指針でございます本指針をもとにして、必要に応じて、各学校のマニュアルの改定などを行ってまいりたいと考えております。

今後とも、学校給食における食物アレルギー事故の防止に向けては、さらに努力してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○木村委員 5ページ、設置の委員の構成のところ、学校栄養職員というのは、もちろん、当然栄養士も入っているわけですね。

○等々力学校運営課長 そうです。

○木村委員 今、西東京市で、小・中学校で、都費の栄養士さんと、市費の栄養士さんと配置されている学校があるかと思うんですけれども、一つは、その辺の様子をお聞きしたいと思います。

まず、市の栄養士さんはいらっしゃるんですか。

○等々力学校運営課長 小学校の栄養士は、市費と都費です。

○木村委員 そうですか。そうすると、非常勤の栄養士さんですか。

○等々力学校運営課長 失礼しました。中学校は非常勤の嘱託の栄養士が入っております。

○木村委員 というのは、非常勤ということになると、どうしても年間を通じて、毎日のように、子どもの様子を把握しながらの職務というか、やっぱり、都費に比べると、その辺が難しくなる。時間帯も4時までだとか、だから、その辺、これは市の問題ではなくて、都の問題だと思いますが、アレルギーに対応していくためには、そういう栄養士さんの職務内容というか、その辺が非常に大きく関わってくると思うので、特に非常勤の栄養士さんについては、くれぐれも徹底していただいて、やっていく必要があるのではないかとということが1件。

もう一つは、委員の構成の中に「学校栄養職員等」というのがありますが、これは保護者代表というのは入らないんでしょうか。こういう問題だと、やっぱり、保護者代表というか、PTAとか、そういった方も、ある程度入っていたほうが何かとよろしいのかなという感じもするんですけれども、その辺は意見ということでお聞きいただければと思いますが、これは、東京都の指針の中にも、そういうPTA代表とか、保護者代表というのは入っていないんですか。

○等々力学校運営課長 こちら5ページにつきましては、各学校で設置する食物アレルギー対応委員会でございますので、その学校が必要があるとすると、保護者の代表の方が入っている場合もあるかと思えます。ちょっと今、資料を持ち合わせていなくて、どこの学校がそういった構成になっているのか、申し訳ないんですが、わからないんですけれども、それは可能だと。

○木村委員 できれば、保護者代表みたいな方が入っていたほうが、何かといいのかなという感じがしたものですから、意見を述べさせていただきました。

○前田教育長 確認ですが、小学校は2校に1校は都費の栄養士で、1校は市費の栄養士で、小学校については、全員常勤の正規の地方公務員が配置されている。中学校は、御存じの親子給食の関係ですので、非常勤の栄養士さんが配置されていると。

それから、中学校については除去食はやっていないですよ。だから、アレルギー対応を基本はしていないんですよ。給食は申込制になっていますので、アレルギーのある方は、お弁当なり家庭の責任でやっていただくということなので、中学校についてのアレルギーの関係は、小学校に比べると、そういう状況だということがあります。

それから、校内のアレルギー対応委員会は、あくまで基本は校内の先生方一人ひとりに意識を持たせるという趣旨で、こういう委員会を作りなさいということを行っていますので、校内、つまり、先生方ないし職員の委員会というのが基本になるんだと思いますが、もちろん、外部の意見を聞くということも必要ですので、課題として考えさせていただければいいと思います。

○宮田委員 もう一つ質問です。冒頭にもありますように、24年12月に調布市において、アナフィラキシーショックで児童が亡くなったんですね。亡くなるまではいかないまでも、西東京市で、そういうことのケースは、その後、ないしはそれ以前でもいいんですけども、あったんでしょうか。

○前田教育長 アレルギー関係の事故。

○宮田委員 それで、ショックを起こしたというケースの話です。

○前田教育長 アナフィラキシーはないでしょう。

○等々力学校運営課長 はい。

○前田教育長 それは間違いないと思います。

○等々力学校運営課長 アナフィラキシーショックで重篤な事故があったということは、特にございません。

○宮田委員 いわゆる、アレルギーといってもいろいろあると思うんですけども、それで、給食で何らかの障害というか、お腹を下したとか、そういうようなある種の事故、命に関わるまでもないんですけども、そういう事象があった場合は、ケースを教えてくださいんですけども。

○等々力学校運営課長 今回の指針につきましては、事故があったから作ったということよりも、全国的に国のほうからの指示というか、都道府県、あるいは、区市町村の教育委員会で統一したマニュアルを作って、各学校を支援してくださいというような内容でございますので、事故の有無とは関係ございません。

具体的な小さいアレルギーと思われるようなものにつきましては、日常的には、若干各学校ではあるかと思っております。

○宮田委員 例えば、サバを食べるとじんま疹が出るというようなこと、それで何日かたつと治まっちゃうですけども、そういうのも、ちゃんと報告させておいたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

- 等々力学校運営課長 報告は来ております。
- 宮田委員 来ているんですか。
- 等々力学校運営課長 報告はあがってきますが、基本的には、医師の診断に基づいて、アレルギーの発症するようなものについては、学校のほうは事前に把握しておりますので、そんなにたくさんはないです。
- 前田教育長 アレルギーの誤食事故、ないしはニアミス事故が何件あるかというのは、報告が来ているでしょう。もし学校運営課長がわからなければ、ほかの方でも。
- 田中教育指導課長 昨年、アレルギーとしての届け出は、小学校3件、中学校ゼロ件というような状況です。ただし、一昨年は、その当時、まだいろいろな整備がされていないときには、ニアミスについて数件報告が入りました。
- 宮田委員 ニアミスって、内容はどういうことか、私、よくわからない。
- 田中教育指導課長 かゆくなっちゃったり――。
- 宮田委員 だから、じんま疹ね。
- 田中教育指導課長 はい。そういうような案件が、誤食というか、担任が少し配慮に欠けたようなところがありまして、そのところはかなり強い指導を、所管と協力をしてやりました。

特に、短期間で2回発生した学校もありましたので、そのところは、校長を直接呼びまして、教育長も含めてお話をさせていただいた。そういうような対応をさせていただいておりますので、この私の来た3年間の中で、調布の後、各学校かなり意識が高まって、軽いケースから報告をいただくようになっていきますので、そういう意味では、26年度については、昨年度は3、ゼロということでお話を聞いておりますけれども、私の記憶では、それよりも多かったと思います。

本年度については、まだ大きな報告が、少なくとも私どものところには来ていませんが、なかなか悩ましい問題で、時間がたって、例えば、中学生がお弁当や何かを食べた後に、運動をすると症状が出てくることもあるんですね。走っているときに少し体調不良になったということもありまして、それがアレルギー、給食によるということでは断定できませんでしたので、ゼロ件というふうに、先ほど申しましたけれども、ただ、それはあくまでも、原因が確実に給食であるとか、そういうものに特定されたゼロ件ですので、そのあたりを含めると、今、御心配いただいたようなニアミスであったり、少し広げた上では、学校とともに対応した件はゼロではありません。

- 宮田委員 私は、こういうのをやるときも、そういうケースを全般つけておいて、注意喚起したほうがいいんじゃないかという気がするんですね。そうじゃないと、これをやりなさいと言っても、いや、うちの学校はないから、何となく軽く考えちゃうことがあるので、当方でもニアミスが何件起こって、こうでしたと。でも、重大事故はなかったのですが、そういうことが起こらないように、これをつけるみたいなね。

具体的に、うちというのは、西東京市のケースを少し書かれた上で、だから、学校でしっかりやってくれというような形にすると、リアリティーというか、そういうのが沸いてくるんじゃないかと思うんですけれども。

- 前田教育長 西東京市も3件あるので、それをしっかり把握するのと、それから、国もニアミスのケースみたいなものを事例集として出してきているはずなので、そういったもので、本当に宮田委員おっしゃるように、こういうのもニアミスなんだと、何でもないと思っていたのは、実は、アレルギーに関しては、非常に危険な状況もあるんですという注意喚起できるような資料を少し考えてみるといいと思います。
- 宮田委員 国が言うからやるんじゃね。
- 前田教育長 そうなる可能性もあるので、是非その具体性のあるようなものを、少し考えてもらったほうがいいと思います。
- 米森委員 一応、今まで都のガイドラインで学校現場ではやられているということなんですが、また新たにこれが制定されて、現場が二つ持つようなことはまずいと思いますし、これができる、こちらに全部統一するというのが普通だと思うんですけども、ガイドラインとこの間の差がどうなのかよくわからないんですが。
- これを切り替えたりしないと、二つとも見ながら学校がやるというのも、なかなかきついような気がします。ちょっと、その辺はどうお考えなのか。
- 等々力学校運営課長 学校で持っているものと今回の対応マニュアルは、そんなに大きな開きがないものになっております。ただ、そうは言っても、若干学校によって対応が違っている部分がありますので、来年4月に、統一したものでやるということなんですが、半年間かけて、各学校が対応について統一的に合わせていくということです。
- 米森委員 学校によって違うような取扱いが生じるとまずいと思うんですけども、それはそれで、こうしなきゃいけないというのがあったら、これに足して、西東京市ではこの部分までやるんだというのを意思表示するのはわかるんですけども、これはこのままで、じゃあ、あとは学校のマニュアルを見ながらやりなさいというのは、ちょっと学校の現場は、一番重大な事故が起きることを考えたら、しっかり運用したほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 前田教育長 市の指針できちんとやれば、国の分も十分カバーできているのであれば、そういうことになるんだけど、考え方としては、そういうことでいいのですか。
- 等々力学校運営課長 今、各学校がもとにしているガイドラインに基づいて、国の指針、それから、私どもの指針を作っておりますので、大きな開きというか、変化はないです。
- 前田教育長 米森委員は、両方の指針を見て、判断に迷うような状況があると学校は困るというふうにおっしゃっているんで、そうではなくて、市の指針をしっかりと見て、その指針に沿った対応をしっかりとしていけば、国の指針の分もカバーできるというふうに、きちんと担当課長として言えるのですか。
- 等々力学校運営課長 はい。
- 前田教育長 その考え方が、米森委員がおっしゃっているところで、市の指針が来たけれども、漏れているところがあって、実は、国の指針を読み直さなければ、しっかりとした対応ができないとか、それから、市の指針と国の指針で、表現上について若干開きがあって、どちらの基準をとったらいいのかわからないとか、そういう部分があると学校が困るので、そういうことはないようになっていきますかという御質問なんだけれども。

○手塚教育部長 学校側から、ここを教育委員会で統一した見解を示してもらいたいということもありました。あくまでも、現場に支障がないように、今、米森委員が御指摘のとおり、基本的には、この西東京市の教育委員会の指針をもって、安全な対応という形で進めさせていただきます。

周知期間も、これから現場の学校とも、具体的な運用と継続性を持たなければなりませんので、その辺は十分に話し合いを詰めて、これをきっちり使えるような形で整えてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○米森委員 よろしくをお願いします。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。

では、最後に、（４）平成29年（平成28年度）西東京市成人式について、を議題といたします。

○岡本社会教育課長 それでは、報告事項（４）平成29年（平成28年度）西東京市成人式について、報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

第4、実施日は、平成29年1月9日の成人の日に開催といたします。

第5、会場は、前年同様、保谷こもれびホールで開催をいたします。

第6、対象者は、平成8年4月2日から平成9年4月1日までに出生された方でございます。

第7、実施時間は、第1回目の受付時間が9時半から、式典の開始時間を10時15分からといたします。第2回目は、受付時間が11時半から、式典の開始時間を12時15分からといたします。

第8、実施区分は、会場の収容人数を考慮いたしまして、現住所の中学校区域を基準に、第1回、第2回に分けて実施する予定としております。内訳は、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。

第10、式典の概要でございます。本年も昨年に引き続き、新成人の方に、より身近な成人式となりますよう式典を行います。具体的には、アトラクションを田無第二中学校和太鼓部の演奏、また、出席者から好評をいただいております、中学校時代の恩師などのビデオメッセージを、今年も引き続き実施いたします。

また、式典では、全校から1人ずつの挨拶をいただく構成としております。

なお、司会者につきましては、市内の武蔵野大学に御協力をいただきまして、2名の学生の方を司会者として派遣していただく予定でおります。

報告につきましては、以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 質問ではなくて、リクエストなんですけど、今年の成人代表の方々は、みんなほとんど同じようなことを言っているんですね。それで、私は、ちょっとタイトルを変えて、自分の抱負とか、そういうようなことを言っていたほうがよろしいのではないかという気がしたんですけども、何かそれを考えて。

だから、もう一回はっきり言いますと、このまま成人代表で何か挨拶をお願いしますとい

うと、かなり紋切り型で、似たような、代わり映えしないようなお話ばかりが出てくるので、少しテーマをつけてやると、個人的な意見や感想が出てきて、バラエティーが出てくるんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

- 岡本社会教育課長 毎年、御自分のお言葉でということは、お願いの文書の中に記してはいるんですが、確かに、同様のお言葉ということも伺えますので、少し表現を工夫したり、あるいは、お電話をいただいたときにも、そういったところを補って、お願いしてまいりたいと思います。
- 宮田委員 いや、だから、非常に抽象的で、それは皆さん自分の言葉で発していると思うんですけども、例えば、成人になったときの決意だとか、抱負というようなテーマをつけると、自分のアイデアが入ってきますから、同じことを皆さん言えなくなってくるんじゃないかと思うんですね。何も言わないで、自由にやってくださいのほうがいいのかどうかということなんですけれども。
- 高橋委員 でも、ちょっと、そういう個人的な体験とか、具体的な抱負みたいなことを入れてくださいと言ったほうが、逆に作りやすい場合もありますよね。紋切り型と言っても、まだ学生だから、学生の方も多し、難しいかもしれませんから、それは条件の出し方――。
- 宮田委員 だから、緩やかに何かをつけたほうが、同じことを皆さんが言うのではないような、個性が発揮できる挨拶を、こちらが提案したらどうかということなんですけれども。
- 前田教育長 発言時間は何分ぐらいだっけ。
- 宮田委員 全部で30分ですからね。
- 前田教育長 1人の持ち時間は。
- 宮田委員 全部で30分だから、5分とか――。
- 前田教育長 5分もなかったよね。
- 宮田委員 3分ぐらい。
- 前田教育長 3分もないのかな。
- 森本委員 ないぐらいですよ。
- 木村委員 ないですね、きっとね。全部で30分だからね。
- 岡本社会教育課長 成人になられ、逆にいろいろなものを調べて、挨拶を用意されているようです。子どものときには自分の体験を書かれていた皆さんが、成人になったので、逆に挨拶というのは、こういうふうにするのかなというのを調べたところ、紋切り型になってしまうということが生じているようです。
委員から意見をいただきましたので、工夫をいたしまして、成人の方には伝えるようにしてまいりたいと思っております。
- 宮田委員 前に、自衛隊――。
- 森本委員 防衛大。
- 宮田委員 失礼しました。防衛大学の学生さんなんか、大変いいお話をされたり、何人かはいい話をされたケースがあるわけなんですけれども、去年は非常に、何か――。
- 前田教育長 皆さん優等生なんです。
- 宮田委員 同じような形ばかりで、これでは、将来問題だなと思って聞いていたんですけれ

ども。

○木村委員 ちなみに、この代表1名というのは誰が選ぶんですか。中学校が選ぶんですか。それとも本人の申出で来るんですか。この辺の差があるんですよね。代表となると、どうしても紋切り型になりがちで、つまり、去年やった人の真似をしちゃうみたいな、そういうことが起きるんですよね。だから、この代表を選ぶときに学校が選ぶとすれば、是非学校のほうにも、その辺を指導していただくこともいいのかなと思いますけれどもね。

○前田教育長 少し工夫してみましょう。ちょっと両方リスクがあるので、壇の上に立つ人も相当緊張するだろうし、やはり、紋切り型とは言わないけれども、これだけは言わなきゃいけないのかなというようなプレッシャーもあるでしょうから、その辺も含めて、調整できたらしてみましょう。

宮田委員の御趣旨はよくわかりますので、受けとめさせていただいて、少し考えさせてください。

ほかに質疑はございませんか。質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

○前田教育長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質問がある方はお願いいたします。質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成28年西東京市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 前 10 時 54 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員